

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市個人情報保護審議会

会 長 井 上 道 夫

個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応に係る答申書

令和 4 年 8 月 16 日付 4 飯総総第 256 号で諮問を受けた個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について、次のとおり答申します。

記

1 審査した情報の件名又は内容

個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における次の項目における対応の方向性について

1. 条例要配慮個人情報の追加の要否
2. 個人情報業務登録簿の作成
3. 個人情報開示請求に対し、不開示とする情報の内容
4. 開示、訂正及び利用停止請求の決定期限
5. 開示請求に係る手数料
6. 訂正請求等における開示前置主義等
7. 不服審査事案の審査会への諮問
8. 審議会への諮問
9. 行政機関等匿名加工情報の提供制度
10. 運用状況の公表
11. 罰則規定
12. 実施機関、事業者、市民の責務規定について

2 答申の内容

別紙のとおり

1 諮問の概要

本市では、平成 18 年 3 月 26 日の飯塚市個人情報保護条例(以下、「現行条例」という。)の施行後、市民の基本的人権の擁護することを目的として、個人情報の収集、保管、利用及び提供等に関する適正な制度運営を図ってきた。

他方、国においては、令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)により、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律(以下「改正法」という。)において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

改正法のうち、地方公共団体の機関に関する規程については、令和 5 年 4 月 1 日から施行されるため、本市の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じており、飯塚市個人情報保護条例第 27 条第 2 項の規定に基づき、次の各項目における対応の方向性について諮問されたものである。

2 審議会の意見

(1) 条例要配慮個人情報の追加の要否について

改正法第 2 条第 3 項において、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報と規定されている。

また、改正法第 60 条第 5 項においては、地方公共団体の機関等が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性等に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で条例要配慮個人情報を定めることができる旨が定められている。

現行条例における収集制限のある個人情報と改正法における要配慮個人情報の内容の差異は、現行条例に規定された「門地」と「出生」の事項となる。国の見解において、「門地」は華族制度のような家柄を意味すると考えられるが、華族制度が廃止(憲法第 14 条第 2 項)された現在において具体的に問題となる場面がほとんど想定されず、特段の必要性がないばかりか、具体的にどのような事実がこれに当たるのか明らかにするのは容易でなく、理念としての差別禁止規定であればともかく、それに関する個人情報の取得制限や違反に対する制裁等を予定している法において規定すると問題が生じるおそれ大きいことから、法においては要配慮個人情報に含んでいない。「出生」については改正法の「社会的身分」に含まれることから、改正条例において条例要配慮個人情報の追加を行う必要性は特段認められない。

尚、「社会的身分」等の抽象的な文言に関しては、市民目線での分かりやすさを踏まえ、解釈の仕方を明示するよう努められたい。

(2) 個人情報業務登録簿の作成について

改正法第 75 条第 1 項において、保有する個人情報の数が 1,000 人以上かつ特定の個人情報を容易に検索できるように体系化されたものである個人情報ファイルを保有する場合には、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿(以下「ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならないとされている。

本市では現行条例第 9 条の規定により、個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報業務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しているが、改正法第 75 条第 5 項において、条例で定めることにより、ファイル簿に加えて、登録簿のような個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成、公表を行うことも可能とされている。

ファイル簿及び登録簿は、市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、自分の情報に関与することを可能とするもの、また、実施機関においてあらかじめ個人情報の取扱目的を明確にする等、共に個人情報の適正な運用に寄与すると思慮される。しかしながら、「登録簿」と「ファイル簿」という二つの帳簿を作成し、公表することは、市民にとって分かりにくさが生じる可能性がある。また、市の機関において、記載内容が概ね同様である二つの帳簿を作成することは事務の効率性の面においても課題が生じることが懸念される。

双方の公表目的や作成条件、記録する内容の重複、市民目線での分かりやすさ、事務効率等を踏まえると、登録簿を廃止しファイル簿に統一するべきである。また、市民にとって重要な個人情報に関する内容等の公表において、取扱件数における差異を設けることは適切でないと考えることから、保有する個人情報の数が 1,000 人未満のものも含めたファイル簿を作成・公表することが望ましい。

(3) 個人情報開示請求に対し、不開示とする情報の内容について

改正法第 78 条第 2 項において、条例では開示となる情報が、改正法で不開示情報として規定されている場合であっても、当該情報を改正条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能と規定されている。

個人情報開示請求があった場合の不開示とする個人情報について、改正法と本市情報公開条例における非開示情報について比較した結果、差異はなく整合性は図れていることから、条例で定めることにより、改正法の不開示情報から除く必要はないと考える。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求の決定期限について

改正法における各請求の決定期限は請求の日から 30 日、期間の延長はさらに 30 日

以内に限ると定められている。改正法第 108 条において、開示請求、訂正請求及び利用停止請求(以下、「開示請求等」という。)の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることが可能とされており、開示請求等の決定期限と延長可能期限を改正法の決定期限より短縮することができる。

本市では、現行条例第 21 条第 1 項において請求日の翌日から起算して 14 日以内を開示決定等の期限としており、近年の状況として、決定期限の延長を行った請求は 1 割以下(6.5%)であり、多くの開示請求が延長することなく処理できている。

過去の運用状況に鑑みると、改正法の規定どおりに運用することは、開示請求等に係る決定期限の日数の増加は業務上の必要性に欠け、かつ、開示請求者にとって不利益な制度変更となり本市における個人情報保護制度の後退となることが思慮されるため、現行条例と同様の決定期限の日数とする旨を条例に定めることが望ましい。

(5) 開示請求に係る手数料について

改正法第 89 条第 2 項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、条例において手数料の額を定める必要がある。また、手数料の額については条例において無料とすることは許容されており、開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能とされている。

現行の条例では、条例第 33 条において、開示等に係る手数料は無料とし、開示請求者に実費負担のみを求めている。これは、個人情報保護の制度の目的、趣旨に鑑み、開示請求にあたる費用については開示請求者に負担を求めないこととし、その一方で、受益者負担の観点から、写しの作成に係る経費や送付に要する実費については開示請求者の負担としているものである。

改正法においても制度の目的・趣旨は変わるものでないこと、本市での情報公開制度における開示請求についても上記同様の対応をしていることを考慮し、開示手数料は引き続き徴収しない旨条例にて定めることが妥当である。

尚、実費負担を引き続き求めることから、市民目線で誤解を招くことがないように条例の作成にあたっては文言に留意されたい。

(6) 訂正請求等における開示前置主義等について

改正法第 90 条においては、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求の対象を、保有個人情報すべてではなく、開示決定により保有個人情報として開示を受けたもの限り、また、開示を受けた日から 90 日以内の訂正請求期限を設けている。

改正法においては、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示請求前置主義を採用しない条例を規定することは妨げられないとされており、本市では、現行条例において開示請求前置を前提とした訂正請求等については

採用していない。

しかしながら、改正法第 65 条において「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。」と定めがあるように、請求者の入手した自己の個人情報が訂正請求しようとする時点における最新の保有個人情報であるとは限らず、また、請求者が別の保有個人情報と誤認している場合なども想定され、開示決定によって訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲が明確にならなければ、実施機関としては適切な訂正及び利用停止の措置を講じることができない。制度の安定かつ効率的運用の観点から、改正法に則り、開示請求を前提とした訂正請求等を行うことが妥当であると考ええる。

(7) 不服審査事案の審査会への諮問について

本市では現在、審査請求があった際には、現行条例第 26 条に基づき設置された個人情報保護審査会に諮問しているが、改正法では行政不服審査法に基づく機関である行政不服審査会への諮問が義務付けられる。

改正法第 105 条第 3 項では行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問することとされており、同条第 4 項の規定により、その組織及び運営に関して必要な事項は、条例に定めることが必要となる。

個人情報保護に関する審査請求については、専門的知見を要する審議を必要とするため、一般的な行政手続きに係る審査請求について審議を行う行政不服審査会とは別に個人情報保護審査会を設置し、引き続き個人情報保護審査会を行政不服審査会として位置付けるのが望ましい。

(8) 個人情報保護審議会への諮問について

現行条例では、個人情報の目的外利用や外部提供等を行う際に、飯塚市個人情報保護審議会へ諮問し、必要があると認められた際には例外的な取扱いが可能である旨、規定されている。

改正法においては、前述のような現条例の審議会への諮問をおこなうべき旨を条例で定めることは許容されていないが、改正法第 129 条の規定によって、条例で定めることにより、個人情報の適正な管理を確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。

制度の運用やそのあり方について専門的知見を有する者の意見は、適正な個人情報保護制度の運用にとって重要であり、個人情報が適切に管理されるよう改正法の下でも審議会機能は残すべきであると思慮する。

併せて、改正法の施行により、これまで担ってきた審議会の役割が減少することが想定されること、共に個人情報保護制度に精通していること、また、国の見解におい

て、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会がその役割を担うことも想定されていることから、個人情報保護審議会の役割を個人情報保護審査会の担当事務とすることが望ましい。

(9) 行政機関等匿名加工情報の提供制度について

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものと規定されている。

匿名加工情報の制度を設けた趣旨としては、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものとして、官民を超えたデータ利活用に寄与できることを期待したものである。

導入に係る経過措置として、個人情報を復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」については、法に基づき、都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始される。ただし、その他の市町村については、経過措置が規定されており、当分の間、外部提供は任意で、義務は課せられていない。

現在、地方公共団体において、匿名加工情報の提供制度を運用している事例が少数であること、及び同制度に関する十分な知見を有する人材がいないことを考慮し、今後、県や政令指定都市における動向を注視しつつ、制度導入について検討していくこととし、条例施行時での導入は見送ることが妥当である。

(10) 運用状況の公表について

本市では現在、現行条例第 32 条に基づき、情報公開制度と同様、個人情報保護制度の運用の状況について毎年公表しているが、改正法においては、個人情報保護制度の運用状況に関する規定はない。

改正法に関する国の見解として「地方公共団体独自の措置として、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えない」と示されており、市政運営の透明性を確保するため、引き続き条例においてこれを義務付けることが望ましい。

(11) 罰則規定について

現行条例で定めている罰則のうち、実施機関の職員、受託業務等に従事している者や不正な手段によって保有個人情報の開示を受けた者については、改正法の適用を受けることになるが、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の委員を対象とした守秘義務違反に対する罰則については、改正法に規定が存在していない。

審査請求について調査審議するため本市が設置している飯塚市行政不服審査会及び情報公開審査会の委員に対する罰則との整合を図る必要、また、特別職の地方公務員として守秘義務の遵守を担保するものとして、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会を統合して成る機関の委員についても守秘義務違反に対する罰則を規定すべき

と考える。

(12) 実施機関、事業者、市民の責務規定について

現行条例と、改正法及び基本方針の理念に相違はない。しかしながら、これまで現行条例の各条項の趣旨やそれらが担ってきた役割を踏まえ、改正条例においてもそれぞれの責務規定を定めるべきである。

3 付言事項

条例の改正にあたっては、以下の3点に留意されたい。

1点目に、市民から見て分かりやすい条例文とすることを基本とし、改正により変更になった点について、解釈運用基準等を用いて可能な限り市民が理解できるよう周知を行うことが望ましい。

2点目に、条例の改正後も、従来水準を低下させることなく個人情報保護制度の運営が行われるよう努められたい。

3点目に、市民の権利保障については条例の骨格となるものであり、法律で規定されているとしても、従来飯塚市個人情報保護条例の精神を引き継ぎ改正後の条例にも記載すべきという意見もあった。市民にとっては、法の改正及びその条文に馴染みがなく容易に内容を理解できるものではないことから、法で規定される権利保障等についても、可能な限り市民への周知を行い、市民の条例に対する理解向上に努められたい。

現在まで飯塚市個人情報保護条例に基づき円滑に個人情報保護制度の運用が行われてきたことに鑑み、当審議会において出された意見を踏まえ、本市における個人情報保護制度が今後も適正に運営されることを期待する。

4 審議会委員

会 長	井 上 道 夫
副会長	岡 松 明 人
委 員	下 村 孝
委 員	井 上 節 子
委 員	柴 田 美恵子
委 員	田 中 美奈子